

# 子育て世帯臨時特例給付金

## 注意

臨時福祉給付金の対象者および生活保護受給者は、対象となりません。

**対象** 次の①②を満たす方  
①平成26年1月分の児童手当（特例給付※を含む）  
を受給

②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満

（※特例給付とは、児童手当の所得制限限度額を超えていて、手当額が児童1人当たり月額5000円の方です。）

支給額 児童1人につき1万円

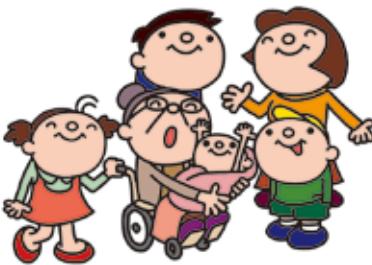
※1児童あたり1回限りの支給です。

### 申請方法など

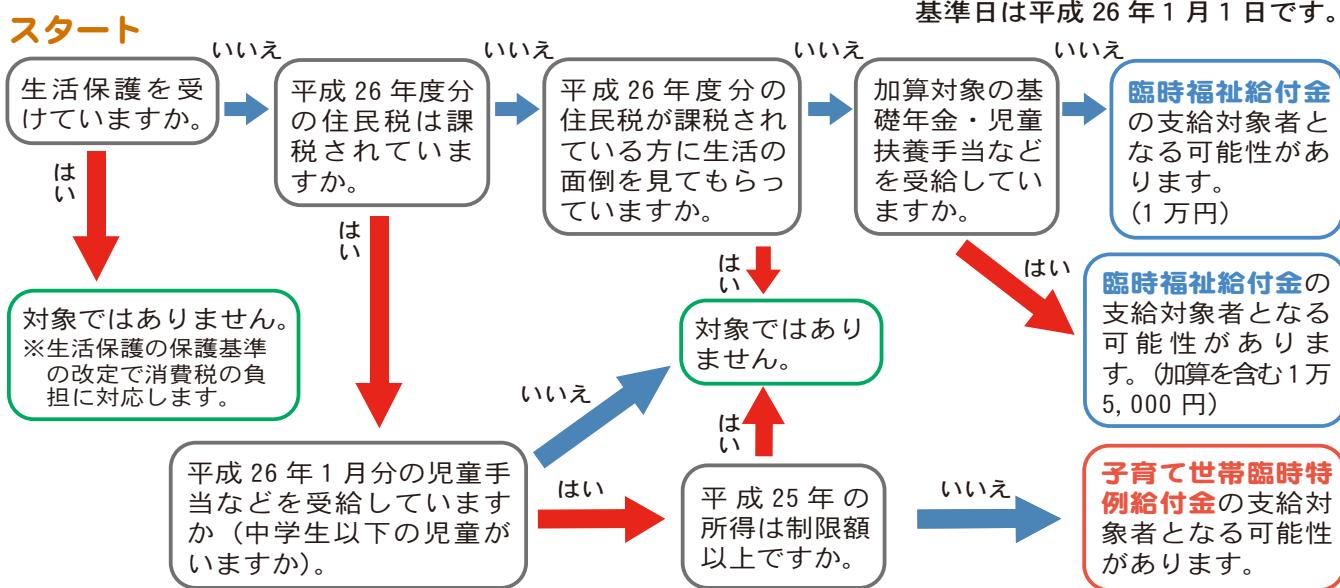
6月16日(月)までに、平成26年1月分の児童手当受給者あてに、申請書を送付します。申請書に記入の上、郵送または直接申請先（特別窓口）へ持参してください。

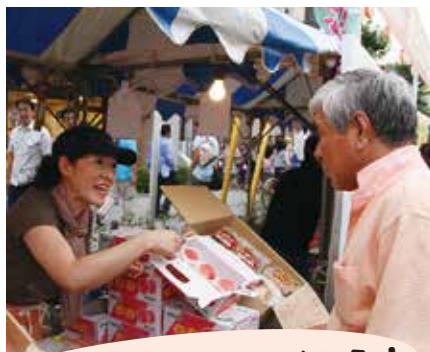
- 児童手当と別口座への振込を希望する場合は、本人確認書類（運転免許証・旅券などの写し）と振込先金融機関確認書類（金融機関名・口座番号・口座名義人（カナ）がわかる預金通帳またはキャッシュカードの写し）の提出が必要です。
- 平成26年1月1日に生まれた児童は、平成26年2月分の児童手当（特例給付を含む）を受給していれば対象となります。
- 平成26年1月2日以降に転入した方は、1月1日に住民票があつた市区町村への申請が必要です。注意してください。
- 平成26年1月1日以降に死亡した児童は、対象となりません。

申請先・問合せ 子育て支援課支援係内 235



## 対象者診断チャート





夏まつりを盛り上げよう！



## 第39回はむら夏まつり 参加者募集！

### 第39回はむら夏まつり

日 時 7月26日(土)・27日(日)午後3時  
～8時30分

※催し物は、天候などにより変更・中止する場合があります。

会 場 羽村駅周辺

テ マ 「39(サンキュー・感謝)」  
主 催 第39回はむら夏まつり実行委員会

### 人波踊り参加者募集

そろいの浴衣やはんてんなどを着て、羽村独特の民踊調のゆつたりとした踊りに参加しませんか(服装は自由です)。

期 日 7月26日(土)

参 加 資 格 市内・外を問わず、5人以上の団体で、はむら夏まつり実行委員会が認めた団体

### サブステージでのパフォーマンス 出演者募集

会場内に設置するトラックステージで、ダンスや音楽などのパフォーマンスを行いませんか。

参 加 資 格 市内・外を問わず、ボランティア(無償)で出演していただけます。認められた個人・団体

※申込多数の場合は実行委員会で決定します。

今年のテーマは



39(サンキュー・感謝)

### ボランティアスタッフ募集

はむら夏まつりに運営スタッフとして参加しませんか。1日のみの活動も可能です。運営スタッフになつて、夏まつりと一緒に盛り上げましょう。

対象 市内外を問わず、ボランティア(無償)で運営に協力していたただける方

内 容 会場内の案内や清掃、各催し物の進行管理補助など

### 申込み

いざれも、6月2日(月)～13日(金)午後5時(必着)に、申込書に必要事項を記入し、Eメールまたは直接産業課へ

※申込書は、市役所西分室2階産業課で配布するほか、市公式サイトからダウンロードすることができます。

申込み・問合せ 6月2日(月)～13日(金)午後5時(必着)

に、出店者要綱を確認の上、申込書に必要事項を記入し出店料・提出書類を添えて、直接羽村市商工会へ

※出店者要綱・申込書は、羽村市商工会で配布するほか、市公式サイト・羽村市商工会公式サイトからダウンロードすることができます。

※保健所の指導により、飲食物販売者は、仕込み住所・施設名を臨時出店届に記入する必要があります。また、保健所の許可が得られない品目での出店はできません。

### 模擬店出店者募集

飲食・物品販売などの模擬店を行う団体を募集します。

出店資格 市内に事業所を有する、羽村市商工会会員または市内で常時活動している市民団体

※市民団体は、市内で常時活動しておる、羽村市民のみで構成される団体であることが証明できるもの(活動記録など)が必要です。

応募先・問合せ 第39回はむら夏まつり実行委員会事務局

■ 産業課商工観光係内658(市役所西分

室2階)

■ 羽村市商工会 555-6211  
✉ s206000@city.hamura.tokyo.jp